

千葉県警察、千葉県弁護士会及び公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の間における民事介入暴力事案等に対する連携についての協定及び同協定の了解事項について

平成10年10月21日  
例規(暴対・捜四・刑)第23号  
警察本部長

題名改正〔平成23年例規(警)第30号〕

〔沿革〕 平成14年4月例規(警)第40号 平成20年11月例規(警)第70号  
平成23年4月例規(警)第30号

各部長・参事官・所属長

千葉県警察、千葉県弁護士会及び財団法人千葉県暴力団追放県民会議(平成元年6月1日に財団法人千葉県暴力団追放県民会議という名称で設立された法人をいう。以下「県民会議」という。)(以下「三者」という。))の間に別添1「民事介入暴力事案等に対する連携についての協定」(以下「協定」という。))及び別添2「民事介入暴力事案等に対する連携についての協定の了解事項」(以下「了解事項」という。))を定め、平成10年10月21日から実施することとしたので、次の点に留意し、誤りのないよう運用されたい。

#### 記

#### 1 三者の主体性について

- (1) 三者は、暴力団等の違法若しくは不当な行為により被害を受けた者又は受けるおそれがある者から相談等を受けた場合に、事案の内容に応じて相互に連携し、それぞれの所掌及び責務の範囲内で適切に活動するものである。
- (2) 三者は協定第3条第1号の千葉県民事介入暴力対策協議会(以下「協議会」という。))及び同条第2号の事案処理連携チーム(以下「連携チーム」という。))の検討状況を踏まえ、事案の解決を図るため、それぞれの判断により適切に活動するものであり、協議会及び連携チームが独自に事案の処理を行うものではない。

#### 2 対象事案について

対象とする事案は、次のとおりである。

- (1) 暴力団員等が、一般市民の日常生活や経済取引に介入し、暴力団の威力を示して違法、不当に利益の獲得を図る民事介入暴力事案又は暴力団、総会屋等が企業から違法、不当に利益の獲得を図る企業対象暴力事案又は相談の受理時等初期的段階において、暴力団の威力を示しておこなわれるものかどうか明らかでない事案であっても、その可能性が高いと認められる事案(協定第2条第1号、同条第2号、了解事項第2の1、同第2の2、同第2の3)
- (2) 三者が連携することについて合意した事案(協定第5条第1項)
- (3) 事案の被害者、相談者等が三者が連携することについて同意している事案(協定第5条第1項)

#### 3 連携組織の構成員について

- (1) 協議会の警察構成員は、別表のとおりとする(協定第3条第1号、了解事項第4の1)。
- (2) 連携チームの警察構成員は、捜査第四課課長補佐、同係長及び事案の発生地を管轄する署の刑事課長(刑事第二課長及び刑事生活安全課長を含む。))とする(協定第3条第2号、同第5条第3項)。
- (3) 警察の事務局を捜査第四課に置き、連絡責任者は、捜査第四課課長補佐とする(了解事項第5の1(1))。

#### 4 取扱事案の報告及び連携チームの編成について

署長は、連携チームの編成を必要と認めるときは、取扱事案について別記様式により捜査第四課長に報告する。捜査第四課長は前記の報告を受け、その必要性を検討の上、必要があると認める場合は速やかに連携チームの編成に関する必要な手続を取ることとする(協定第5条第2項、了解事項第5の1(1))。

#### 5 連携チームの活動について

連携チームでの検討事項は、次のとおりである。

- (1) 刑事、民事及び行政の手続及び手法が他の手続に及ぼす影響の有無、内容等に関すること
- (2) 暴力団等に係る刑事事件の被害者の損害賠償請求訴訟に関する検討

- ア 県民会議の民事訴訟費用貸付金の支給に関する検討
  - イ 損害賠償請求訴訟の提起に関する検討
  - ウ 警察官の証人出廷に関する検討
  - エ 被害者に対する一定の事項の教示に関する検討
- (3) 相談者等に対し不当な行為をした暴力団等に対する警告に関する検討
- (4) 相談者等に係る保護対策に関する検討
- (5) 連携チームの構成員が、当該連携チームの構成員である旨を、当該事案に係る暴力団等に告げることに関すること（協定第5条第5項）
- 6 連携チームで検討することとなった事案の捜査指揮について
- 連携チームで検討することとなった事案の捜査指揮は、犯罪捜査規範（以下「規範」という。）、犯罪捜査に関する規程（以下「規程」という。）その他関係法令の定めによる。また連携チームの構成員となった警察官は、秘密の保持、取扱事案の新聞報道その他事案の取扱いについて、連携チームの検討結果が規範、規程その他の法令に抵触する場合は、連携チームの検討結果に関わらず、規範、規程その他の定めに従うものとする。
- 7 連携チームの終了等について
- (1) 連携チームは次に掲げる場合に終了するものとする。
- ア 個別事案処理が終了した場合
  - イ 暴力団の威力を示して行われた可能性が高いとして検討した事案が暴力団の関与のないことが明らかになった場合
  - ウ 連携チームを編成する弁護士全員が相談者等との信頼関係を喪失した場合
  - エ 相談者等に刑事処罰の対象となる重大な行為があった場合
  - オ 三者の立場に矛盾が生じるおそれがある場合
  - カ その他必要と認められる場合
- (2) 警察においては、連携チームが終了した場合においても、事案終結まで犯罪捜査、保護活動等適切な警察活動を実施するものとする（協定第6条、了解事項第6の1、同第6の2）。
- 8 協定外の三者の協力関係について
- この協定は三者の協力関係を限定するものではなく、協定に基づかない事案における協力関係は、従来のおりとする。

以下別表等省略